

公 告

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第15条第1項の規定により、令和7年度の砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施する。

令和7年9月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 試験の日時及び場所

- (1) 試験の日時 令和7年11月14日（金）午前10時から
- (2) 試験の場所 鳥取市東町一丁目271
鳥取県庁第二庁舎4階第28会議室

2 試験科目及び試験時間

試験科目	試験時間
ア 砂利の採取に関する法令	2 時間
イ 砂利の採取に関する技術的な事項（基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。）	

3 受験申込手続

受験願書（出願前6月以内に撮影した正面上半身像の写真（縦6センチメートル×横4センチメートルのカラー写真（コピーは不可とする。）で、その裏面に、撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの）を添付すること。）及び受験票を、令和7年9月16日（火）から同年10月17日（金）までの各日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）に県土整備部河川港湾局治山砂防課、各県土整備事務所又は各総合事務所県土整備局に提出すること。

なお、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出する場合は、令和7年10月17日（金）までの消印又は信書便の役務のうち消印に準ずるもののあるものに限り受け付けるものとし、受験票には宛先を記入し85円切手を貼り付けること。

また、受験願書及び受験票は、県土整備部河川港湾局治山砂防課、各県土整備事務所及び各総合事務所県土整備局に備え付けてある所定の用紙を使用しなければならない。

4 受験手数料及びその納付方法

- (1) 受験手数料 8,000円
- (2) 納付方法

受験願書及び受験票を提出した際に交付され、又は返送される納付書により、納付書裏面記載の金融機関又はコンビニエンスストアにおいて現金で納付すること。また、納付後に交付される納付済証の領収日付印欄に領収印が押印されていることを確認し、これを受験願書の裏面に貼り付けること。

5 合格者の発表等

合格者の発表日等については、試験の当日に試験の会場において案内する。

6 その他

- (1) 受験願書及び受験票を提出した者には、受験票に受付印を押印し、受験番号を記載して交付又は返送をする。
- (2) 受験についての詳細は、次に問い合わせること。

県土整備部河川港湾局治山砂防課（電話0857-26-7378）

鳥取県土整備事務所（電話0857-20-3641）

八頭県土整備事務所（電話0858-72-3862）

中部総合事務所県土整備局（電話0858-23-3217）

西部総合事務所米子県土整備局（電話0859-31-9779）

西部総合事務所日野振興センター日野県土整備局（電話0859-72-2049）